

ワーク・ライフバランス向上支援助成金 (旧 人事確保・定着推進助成金)

区内中小企業者が従業員のワーク・ライフバランスの向上や健康経営を推進する取り組みに対し、その経費の一部を助成します

ワーク・ライフ・バランスを推進!

モチベーションのアップ!

経営効率の改善!

良好な職場関係作り!

快適な就業環境で、従業員の定着を目指そう!

対象事業

- ① 企業向け福利厚生事業
- ② 就業規則の作成・変更に係る事業

対象者

区内中小企業者

助成金額

助成対象経費の2分の1以内

限度額10万円

※ 予算額に達し次第、受付を閉め切ります。

※ 社会保険労務士等による代行申請は受け付けません。

詳しくは裏面をご覧ください

※申請書は区ホームページからダウンロードが出来ます。

お問い合わせ：江戸川区産業経済部経営支援課
相談係（江戸川区役所 東棟1階）
電話 03-5662-0525 ファックス 03-5662-0812

江戸川区人材確保・定着推進助成金

検索



ワーク・ライフバランス向上支援助成金

助成対象事業	①企業向け福利厚生事業に加入する事業	②就業規則の作成・変更に係る事業
助成対象経費	入会金、年会費等 ※間接経費(消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等)は対象になりません	就業規則の作成・変更に必要な、社会保険労務士への作成委託に係る費用
申込資格	以下の全ての条件を満たすことが必要です。 (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。 (3) 江戸川区内に本社(個人事業者にあつては住所及び主たる事業所)を有すること。 (4) 常時使用している(期限を定めずに雇用し、社会保険に加入している)従業員が5名以上であること(①の対象事業を申請する場合のみ) (5) 東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。 (7) 対象の事業について、東京都等から補助金・助成金等の支援を受けていないこと。	
助成率	助成対象経費の2分の1以内	
助成限度額	10万円	
利用回数	同一対象者に対する助成は、同一年度内は1回 ※原則連続する3回(3年間)までご利用いただくことが可能です。	同一対象者に対する助成は、1回
助成対象事業 ①、②共通の 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金交付申請書 ・ 事業所概要 ・ 事業計画書 ・ 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書(個人事業者の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書) ・ 個人事業者の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し ※直近の確定申告書の写しは、事業所の所在地がわかるもので、かつ、税務署の受付印のあるものとする。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものを添付すること。 ・ 経費を支払った請求書及び領収書の写し 	
助成対象事業 ①、②で個別 に必要な 提出書類	①企業向け福利厚生事業に加入する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入した福利厚生事業の概要が分かる資料 ②就業規則の作成・変更に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成委託した社会保険労務士の社会保険労務士証票の写しまたは、都道府県社会保険労務士会会員証の写し ・ 所管の労働基準監督署名及び受付日を表示した押印のある就業規則(変更)届又はそれに類する書面の写し ・ 就業規則に係る書面及び従業員の意見書の写し ・ 就業規則変更部に係る新旧対照表(規則の変更である場合) 	
事務のながれ	※申請書類のご提出前に、助成内容等についてお問い合わせください。 (1) 事業の実施 (2) 申請書類提出(申請書類は区ホームページからダウンロードできます。) (3) 助成金交付決定(助成金交付決定通知書を送付します。) (4) 助成金交付請求書提出 (5) 助成金の交付(ご指定の口座に振り込みます。)	